

介護保険料のお知らせ

介護保険料は3年ごとに改定を行っており、令和6年度から令和8年度の保険料が決定しました。
※所得段階が13段階となり、第1段階から第3段階の保険料額は1円単位になっています。



65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

所得段階	対象となる方	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給の方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給の方 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合算が80万円以下の方	21,204円 (基準額×0.285)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合算が80万円を超えて120万円以下の方	36,084円 (基準額×0.485)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合算が120万円を超える方	50,964円 (基準額×0.685)
第4段階	世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合算が80万円以下の方	66,960円 (基準額×0.9)
第5段階	世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合算が80万円を超える方	74,400円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	89,280円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	96,720円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	111,600円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320万円以上420万円未満の方	126,480円 (基準額×1.7)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満の方	141,360円 (基準額×1.9)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方	156,240円 (基準額×2.1)
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方	171,120円 (基準額×2.3)
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 720万円以上の方	178,560円 (基準額×2.4)

※課税年金…非課税年金(障害年金・遺族年金等)以外の年金のことであり、老齢基礎年金や老齢厚生年金などが該当します。

※合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です。

第1～第5段階の方は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

第1～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額を用います。

※第6段階以降の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合に当該所得から控除していた10万円は令和6年度以降は控除されません。

※介護保険料の算定については、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引きます。

市税務課 諸税担当(市役所1階) ☎ 32・3845/FAX33・3401

✉ shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp



《今月は、軽自動車税全期分の納付月です。》忘れずに納期限内に納めましょう。
市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2024年(令和6年)4月5日
広報こまつしま

